

i 国民年金 第3号被保険者の届出

サラリーマンの妻など、厚生年金に加入している配偶者に扶養されている20歳～60歳までの人は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者の保険料は、年金制度全体で負担しますので個人で納めることはありませんが、届出が必要です。届出は、健康保険の扶養の届出と一緒に配偶者の勤務先へ届出すれば、勤務先経由で年金事務所に提出されます。該当するときは、忘れずに届出をしてください。

第3号被保険者に該当するとき

- 結婚して扶養に入ったとき(20歳前に結婚した人は20歳になったとき)
- 自分の収入が減り、配偶者の扶養に入ったとき
- 配偶者が厚生年金(会社員や公務員など)に加入して扶養に入ったとき

問 幕張年金事務所

☎ 043 (212) 8621

i 民生委員児童委員の お知らせ

令和4年12月1日から、新しい民生委員児童委員に代わった地区は次のとおりです。欠員となった地区もありますので、詳しくは問い合わせてください。

根本淑恵(日吉倉(北部)、プリンスハイツ)、吉見和美(日吉台1丁目)、溝尻弘美(日吉台4丁目、スカイハイツ、サニーパークハイツ)、服部了(日吉台4丁目)、岩名春雄(大和台、大和ニュータウン、桜台、赤坂)、相馬きよ子(根木名ニュータウン、富里台)、相川弘子(七栄第1)、柴山茂(七栄第2ほか)、高橋順子(七栄第5)、斎藤三智雄(東七栄、第6サニータウン)、古川なるみ(松原、花輪台ほか)、金井美和子(新中沢、新中沢ひまわり、南山)、五十嵐博之(四区、金堀、吉川、金堀団地自治会)、秋葉健市(実の口)、小田千賀子(二区、ハニワ台ニュータウンほか)、木所律子(立沢台)、田中春美(三区、みどり台)、森下満(宮内、旭、新宮内) <敬称略>

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

国保加入者の療養費などの給付

問・申込先

国保年金課 ☎ (93) 4083

国民健康保険の被保険者が、次の事由により、いったん医療費を全額負担した場合には、申請により審査で認められた保険給付分の払い戻しを受けられます。申請から支給まで2～3か月程度かかります。詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



事 由		必要書類
1	旅行先や急病でやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	○領収書 ○診療報酬明細書
2	医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったとき	○領収書 ○明細書 ○医師が必要性を認めた証明書か同意書
3	医師が必要と認めたはり・きゅう・あんま・マッサージ師の施術を受けたとき (施術所によっては申請が必要ない場合があります)	○領収書 ○施術明細書 ○医師が必要性を認めた証明書か同意書
4	資格証明書を提示して治療を受けたとき	○領収書
5	海外渡航中に治療を受けたとき ※治療目的での渡航は対象になりません	○領収書 ○診療内容明細書 ○領収明細書 (※外国語で作成されている場合は翻訳が必要) ○パスポート(受診期間中海外にいたことが確認できるもの)

■その他必要なもの 世帯主義の振込先がわかるもの

国民健康保険に加入している皆さんへ

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

交通事故などでけがをしたら連絡を!

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によって負傷したときの治療費は、原則加害者の負担になります。しかし、その賠償が遅れるときなどは、届け出をすることで一時的に国民健康保険で治療を受けることができますが、市が負担した費用については、加害者に対し治療費の請求を行っています。事故などでけがをしたら、必ず市へ届け出をお願いします。届け出をしないで国民健康保険証などを使用したときは、自己負担になる場合もあります。

交通事故が発生したら…

■相手の身元を確認

相手の氏名、住所、電話番号、車のナンバー、免許証、車検証などを確認しましょう。

■警察に連絡を

市が加害者に治療費を請求するときには、『人身事故証明書』が必要になります。けがをしたときは、警察に人身事故として処理をしてもらってください。

■市に届け出を

国保年金課窓口で保険証を持参してください。治療を受けるときに必要な「国保診療許可書」を発行します。治療を受けるときは、この許可書と保険証を医療機関に提示してください。

■注意事項 ※以下の場合は国民健康保険で治療が受けられません。

- 勤務中や通勤途中での事故：労災保険の対象になります。
- 違法行為(飲酒運転や無免許運転)による事故：給付制限の対象になります。
- 示談を済ませてしまったとき：示談後は、国民健康保険が使えなくなる場合があります。